

令和4年6月29日

学生の皆さんへ

学生主事

長期休業中の自動車等及び自転車の使用について

長期休業中に自動車等(原動機付自転車を含む)及び自転車で登校する場合は、必ず所定の位置に停めるようにしてください。

なお、長期休業中においても、使用許可のない自動車等及び自転車の使用は認めません。

また、駅周辺の公共駐輪場は長期間駐輪をしていると撤去される場合があるので、長期休業中に自転車を使用しない場合は校内の所定の駐輪場に置いて構いません。ただし、二重ロック等の盗難防止の対策は各自で行ってください。

交通ルールの遵守について

自転車の並進走行及び一時不停止、自動二輪・原付でのすり抜け走行などの危険行為について、学校周辺から指摘されています。

学校周辺に限らず、交通ルールを遵守してください。

【掲示期間】

令和4年9月30日迄